

第15回研究会

平成19年2月8日(木)午後2時
市役所本庁舎2階 第2会議室

主な内容

「江南国営公園友の会」の取組について

協働のルール・指針に係る論点整理：協働の具体的課題について

今回は、最初に、協働の具体例として、今年秋に開園予定の「江南花卉園芸公園」の建設について計画段階から係わっており、開園後の協働管理に向けて準備を進めておられる「江南国営公園友の会」の取組を、会の代表を務める委員から紹介していただきました。そのあとの議論では、そろそろ“中間報告”に向けた整理ということで、一つ一つの意見を、委員名とともに公開していこうということになりました。

「江南国営公園友の会」の取組について

- 平成14年度から3年間、ワークショップ方式で、国、市、市民が協働で公園の計画を進めてきた。
- 非常に長い時間かかったが、それによってお互いに信頼関係を築くことができた。
- 国土交通省の下請けになるのではという心配もあったが、行政とは対等の関係で係わることができ、メンバーの一人一人も対等な立場で参加することができた。
- 「こんな公園になったらいいね」という目的・目標が、ワークショップに参加したメンバー全員で共有できていたため、お互いある程度納得いくまで議論をし、多数決ではない、合意の形で意思決定ができた。
- 公園は国が作ってくれるが、その場所を今度は我々みんなが様々な活動で「まちづくりの拠点」としていきたい。

これに関して委員からは、ワークショップなどを体験した市民はたくさんいるので、このような方が、地域でトレーナーとなって、参加者の合意によるまちづくりの方法を広めていくことも必要ではないか。そうならば市民協働で何でもできるのではないかという意見が出されました。

協働のルール・指針に係る論点整理：協働の具体的課題について

前回、「公共性」「公益性」について、NPO法（特定非営利活動促進法）に規定されている「不特定かつ多数のものの利益」が「公益」では、という議論の中で、不特定多数ということで少数を排除することになってはいけません。研究会及び「協働のルール・指針」の中では、どのような意味で使う言葉として共通認識を持っておくか整理する必要がありますということから、今回、その一致点を探っていきます。

また、「対等の原則」についても、まだ整理しきれていませんので、あわせて議論していくこととします。

【小林会長】[江南市戦略計画基本構想「協働の基本的な考え方」案](#)としてある程度合意を得た「市民と行政の対等な関係」については、現時点では暫定的なものでこのような表現になった。そもそも対等な関係なのか。

【尾関委員】「行政」といっても「行政機構」と「行政職員」との両方で使われている。この研究会の職員委員は、所属課の代表ではなく職員個人として参加しているので協働になる。あるテーマのもとに集まったことでは市民対市民は対等である。団体ということで考えれば市役所も同じで対等である。商工会議所、市民グループ、企業、短大など民間が参加するまちづくりもある。商工会議所会頭も市民一人としては対等である。一個人が入っても、対等になるグループにしないといけない。ワークショップで、団体を背負う代表と個人が対等とならなくて失敗した例がある。市民協働では、市民間の対等、団体間の対等としていくのが良いのではないかと思う。

【長崎委員】第13回研究会で、市民主権と市民自治に基づく協働として、「市民協働」という用語の定義を提案した。それに対し、第14回研究会で、市民同士の対等なまちづくりにおける協力関係も定義する必要があるという提案があり、それを踏まえて、新しい「市民協働」の定義を自分なりに次のように考えてみた。

『市民が、互いの自主性を尊重し、対等な立場で協力し合いながら、まちづくりの課題の解決に取り組むとともに、事業者等及び市と連携してまちづくりを推進すること』

他市の自治基本条例では、「協働」という用語を使わなかったり、「協働」を規定しても、定義に「対等」という言葉を使わない事例も多い。

【小林会長】個人同士、個人と行政職員は対等な関係であり、グループや団体と市役所も対等であることは整理できた。

【長崎委員】市民同士は対等だが、協働の中では個人と団体は対等ではない。善通寺市の自治基本条例では、協働を規定しているが、市民と行政が対等な立場という意味ではなく、主権者としての自覚を持った市民が、市政参加やまちづくりの推進に取り組むに当たって、行政、議会と協力するという意味で用いられている。

- 【小林会長】市民協働における対等の概念はこのくらいにして、「公共」と「公益」について整理していく。
- 【岩根委員】「公益」は、対象になる人が限られる場合もある。事業をする場合は多くの人が係わっている。協働は、点で行う場合ではなく、面として行っていくものだと思う。極端なことを言えば対象者が1人になる場合もある。
- 【尾関委員】対象者が1人でも「公益性がある」場合はあるというのは大賛成だ。
- 【小林会長】対象が特定される場合も「公共性・公益性がある」と言えるのか。協働の対象になるのか。と考えたのが前回である。
- 【大竹委員】協働は手段であり、目標はまちづくりである。「公益」を定義するには、「だれでも」がということが重要である。例えば、「安心安全に暮らせるまちづくり」について、通学時の子どもの見守りは、子ども達のためにというものであるが、子ども達も安心して暮らせるまちなのだという意識が持てなければ「だれでも」安心なまちという気にはなれない。意識が変わるということだが、子ども達も安心して暮らせるまちは安全なまちであり、すべての人が同じ気持ちを持てるまちになれるよう、一定水準に足りない部分を補うサービスが「公益」なのではないか。決して、みんな等しくサービスを受けることではなく、一定水準に達するように底上げをする。いわば補完するサービスが生み出す利益が「公益」だと考える。
- 【尾関委員】「補完する」という言葉は行政用語なのか。市民としては、気になる言葉である。
- 【小林会長】「補完する」とは、自分でできることは自分でということだが、個人でできないことは家族で、それでもできないことは区やコミュニティ、さらに市、県、国となる。
- 【尾関委員】「支援」という言葉も気になる。自助、互助、公助も対等だという場合は引っかけ。市民主権の中で、子どもの人権についても、教育問題を考える中で取り上げていかないといけない。子どもも意見を言えるまちづくりでなければいけない。子どもはいつも蚊帳の外という感じがする。
- 【大竹委員】「公益」は外せる言葉ではない。何らかの形で具体化して表現する必要がある。「公益性」のあることについて協働していくということを明確にしておかないと、協働を理解してもらえないのではないかと。
- 【小宮委員】私はボランティアヘルパーをしており、お年寄りの依頼で選挙に付き添って行った。投票所では市の職員が手伝ってくれた。自分にその時が来たときに助けてくれる人がいるのか。私は「公益」のためにやっているという意識はない。これが必要だと思ってヘルパーをしている。強いて言えば、個人に対する狭義の協働をしている。自分が助けているのも明日はわが身との考え方で、誰もがお互いさまという気持ちで老いの学習をしている。お互いの学習という意識がないと協働は成り立たないと思う。
- 【尾関委員】小宮委員は自然に体が動いていると思う。自助、互助、公助という言葉は行政主導のイメージが強い。行政主導の「上からの市民協働」でもないし、行政を

助ける「下からの市民協働」でもない、対等な関係の市民協働のまちづくりを小宮委員は実践されていると思う。共に生きるということと「協働」とは大きく関連している。共生はしてあげるといふ意識ではない。弱者に対して助けることではない。親は赤ちゃんを育てることで笑顔を見ることができる。共に喜び、共に生きるという意識で親は子どもを育てる。性善説というのではなく、人間のよさとして、市民協働でみんなが幸せで共に生きる意識で、開かれたまちでまちづくりができるようになれば良い。

【岩根委員】小宮委員の話はよくわかる。私も子どものためだという意識で何かしようと思ったことはない。それによって大人が育てられている。古き良き時代のコミュニティだと思う。出生率が高いという南の島では、互助がしっかりしている。子どもは、高校、大学は島の外に出るが、戻って来て子どもを産む。島には農業で働くところがあり、農業支援策がある。子どもを見てくれるお爺さんやお婆さんもいる。良い循環である。共生していた時代もあったが、今はそれが崩れている。協働は今様の共生の一つではないかと思う。コミュニティの新しい姿が協働だと思う。

【大竹委員】協働は、この指止まれだけではなくて、みんなで協働していくためには、今は協働に馴染まない人に対して、ルールなど何らかの形で表現していかなければならない。

【太田委員】協働で目指すまちづくりの「5つの柱」を挙げているが、ここでいうまちづくりは人の問題である。公共というと道路工事、施設整備などハード的なイメージが強い。出来上がったハードの場で、それを生かして、我々が共生していく。市民協働で取り組んでいるのが「江南国営公園友の会」であり、これはソフト的なものである。「公益」というよりも「市民サービス」という言葉に置き換えたほうが良い。共生を目指した「市民サービス」を行政やNPOがサポートする。国営公園はハードで、国が作ったもの、我々はそれを利用し、どのように共生していくか。「市民サービス」を評価する共通のテーマが必要である。

【大竹委員】「市民サービス」では何を評価するのか。

【太田委員】サービスの目標を、子育てを支援することとした場合、それに対してどれだけ集まれたかということなど結果を評価する。子育て支援も「市民サービス」で、放課後の子どもの面倒をコミュニティが見る。賛同するグループがどこまで活動できるかを評価する。協働の評価は、共通の目標をどれだけ達成できたか評価することである。「市民サービス」は市民の側からの自発的なもので、市民が評価することができるなど、いろいろな考えがあると思うので、今後研究会で十分議論して、一定の合意形成が必要と考える。

【尾関委員】公益性の基準になり得る「市民サービス」の内容を整理する必要がある。マー جان自体に公益性はないが、「マー جانは認知症によい」となると公益性を持ってくる。「みんなが幸せに共に生きるまちづくり」という言葉で「公共性」「公益性」を置き換えてはどうか。

【長崎委員】公共性、公益性という言葉は使わなくても良いと思う。

【太田委員】「協働の5つの柱」に到達するための手段が協働である。「公共」「公益」は協働で目指すまちづくり「5つの柱」ということにしたいが、ことある毎に「安全・安心」という5つの柱」と言っているは大変であるので、「共に生きるための市民活動」と置き換えたいと思う。「共に生きるための市民活動」が「5つの柱」のまちづくりである。公共というとハードが先にイメージできてしまう。ハードは手段と位置付けておいて、それを活用するための方針、活動が協働である。

今回は、「5つの柱をめざすことを協働で」ということで一致点が見出されました。そしてその「5つの柱」を置き換えることで「公共性」「公益性」を表していこうということで大筋合意に達しました。

しかし、「5つの柱」といっても簡潔な言葉で表すには、「だれもが - 公益性」「みんなが幸せに共に生きるまち」「共に生きるための市民活動」としたいという3案が出され、「5つの柱」を実現する手段はハードで、方針や活動がソフトで「協働」だという意見が出されました。

それでは、そもそも何で「協働」するのか。「協働」は「5つの柱」を実現するための活動ということで、ニュアンスとしては補完する「市民サービス」ということで考え方は一致しているが、その対象者は一人でも良いのか。など整理すべきことがまだあります。また、ひと口に「市民」と言ってもいろいろあり、「行政」にも「行政機構」と「行政職員」の2通りがあることがわかりました。「協働」「対等」ということでは、市民(活動)団体と個人との関係はどうなのか、「市民」や「行政」の定義とともに整理していかなければなりません。